

岩手県棚田地域振興計画

令和 8 年 3 月

岩 手 県

岩手県棚田地域振興計画 目次

1	はじめに	1
	(1) 計画策定の趣旨（位置づけ）	
	(2) 計画期間	
	(3) 計画推進の考え方	
	(4) 計画の推進体制	
2	棚田の現状	2
	(1) 棚田法に基づく「棚田」等の定義	
	(2) 棚田の面積	
	(3) 棚田の分布状況	
	(4) 棚田地域の現状	
	(5) 棚田地域の振興活動の現状・課題	
3	棚田地域振興の目標	6
4	施策推進の考え方	6
5	棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずる施策	6
	(1) 棚田地域を支える人材の育成と地域活動等の支援に資する施策	
	(2) 移住、定住及び二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策	
	(3) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策	
	(4) 文化的景観、伝統文化等、文化財の保護・活用に資する施策	
	(5) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等農業の振興に資する施策	
	(6) 国土保全や地域社会の維持・形成及び活性化の促進に資する施策	
	(7) 観光資源の魅力向上等、観光の振興に資する施策	
	(8) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策	
6	棚田地域に関する情報の発信	9
7	県が実施する関連施策	9
	(1) いわて農村活性化推進方針の推進	
	(2) 広報誌「中山間だより」の発行	
	(3) 「いわて中山間賞」の授与	
8	その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	10
	(1) 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方	
	(2) 指定申請を行わなかった棚田地域への対応	

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨（位置づけ）

岩手県の中山間地域は、県土の約8割を占め、農業の生産活動はもとより、県土の保全や自然環境の維持、地域に根ざした伝統文化の継承などの多面的機能を有している。

また、中山間地域は、急勾配や農地分散など、不利な生産条件の中で、地域の核となる担い手や小規模・兼業農家などの多様な経営体が生産活動に携わっている現状にある。

このような農業生産の条件が不利な中山間地域に位置する棚田は、農産物の生産・供給はもとより、その生産活動を通じて、中山間地域における多面的機能の維持・発揮に大きく寄与している。

本計画は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的に制定された棚田地域振興法（令和元年法律第42号、以下「棚田法」という。）第6条の規定に基づき、岩手県における棚田地域の振興を進めていくための基本的な計画として策定する。

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

(3) 計画推進の考え方

棚田地域の振興に当たっては、棚田法第3条の規定も踏まえ、県・市町村をはじめ、農業者や農業者の組織する団体、地域住民など、多様な主体の連携・協働を促進しながら、地域の特性に即した取組を推進していく。

(4) 計画の推進体制

ア 岩手県棚田地域振興連絡会議の設置

棚田地域の振興に関する情報共有と連絡調整を行い、分野横断的かつ総合的な支援ができるよう、地方創生や農林、観光、文化、教育、環境、国土保全等を所管する部局の職員で構成する岩手県棚田地域振興連絡会議を設置する。

イ 指定棚田地域の振興に関するワンストップ窓口の設置

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など、棚田地域の振興について、一元的に相談・協議等ができる体制を構築するため、棚田地域振興に関する窓口は、農林水産部農業振興課が担う。

2 棚田の現状

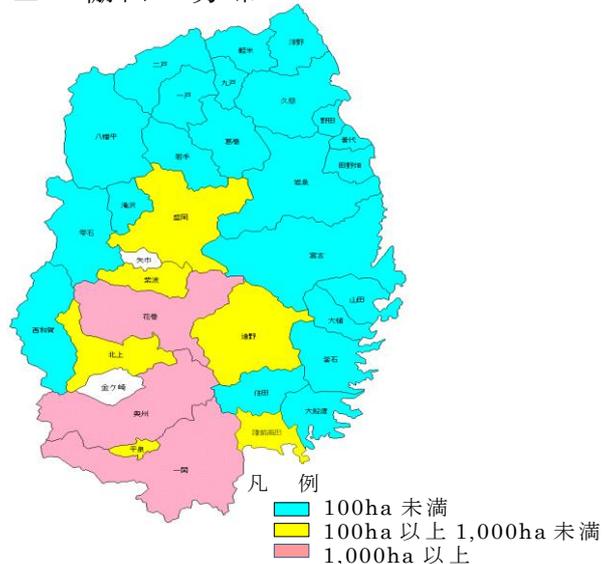
(1) 棚田法に基づく「棚田」等の定義

- ア 「棚田」： 傾斜地に階段状に設けられた田（稲以外の作物が作付されている場合、作物が栽培されていない場合でも稲作の再開が見込まれる場合を含む）
- イ 「棚田地域」： 自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で、昭和25年2月1日における市町村（旧旧市町村(227市町村)）単位で、勾配が20分の1以上の一団の棚田が1ha以上ある地域
- ウ 「棚田等」： 棚田及び棚田に類する形状の農用地で、傾斜地に階段状に設けられた田や畑（樹園地含む）、草地、採草放牧地

(2) 棚田の面積

中山間地域等直接支払交付金の実績からみた「棚田」の面積は、県全体で12,801haと推定される。

■ 棚田の分布



(3) 棚田の分布状況

棚田は、県南地域を中心に県内全域に分布している。

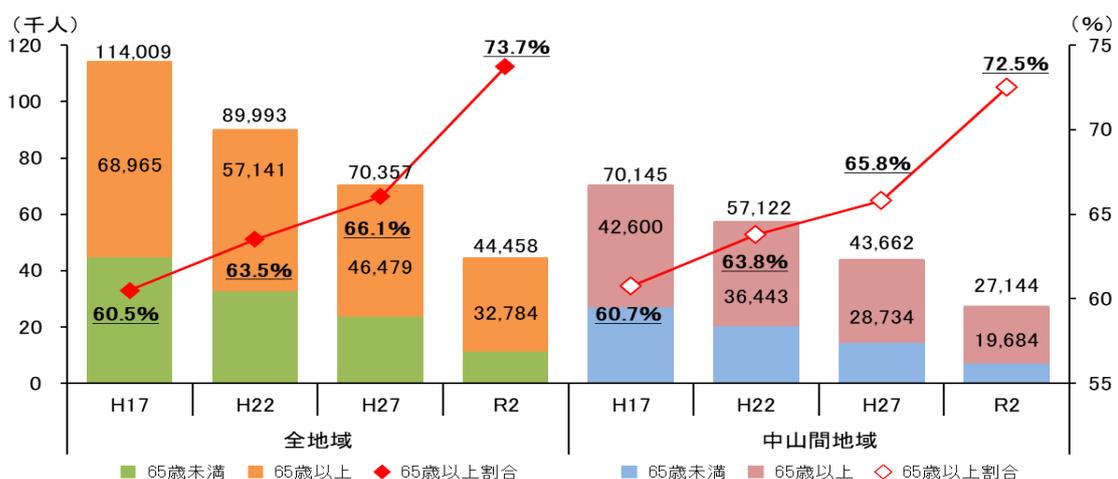
また、県内の水田面積（91,500ha）に占める棚田面積の割合は、約14%となっている。

(4) 棚田地域の現状

ア 担い手の減少・高齢化

棚田地域の多い中山間地域における令和2年の農業就業人口は、27,144人と平成17年に比べ約4割に減少しており、65歳以上の割合は72.5%と平成17年に比べ約12ポイント増と、高齢化が進行している。

■ 農業就業人口、65歳以上割合等の推移

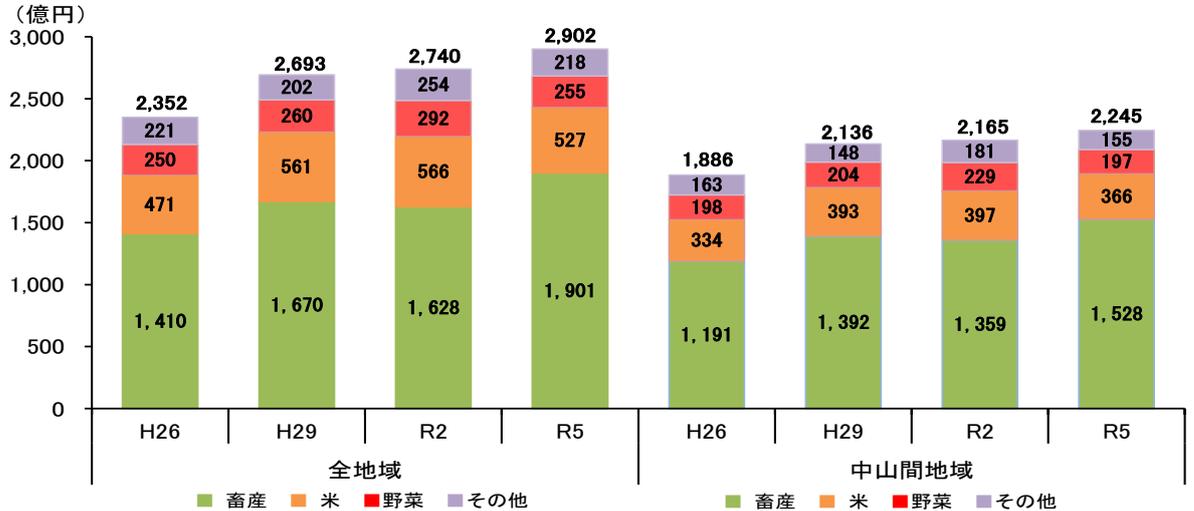


資料：農林業センサス

イ 農業産出額

中山間地域における農業産出額は、県全体の傾向と同様に、米の需給環境の改善等による米価の堅調な推移や畜産物の出荷量の増加、価格上昇等により増加傾向となっている。

■ 農業産出額の推移



H26年→R5年の農業産出額

- ・県全体：123.4%
- ・中山間地域：119.0%

資料：

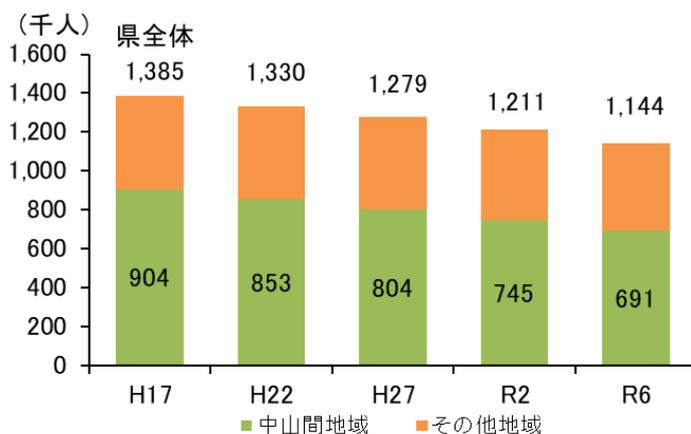
農林水産省「生産農業所得統計」

ウ 居住環境・コミュニティ

本県では、「結（ゆい）」の精神に代表される地域内での助け合い、協力し合う人や地域のつながりが大切にされており、地域づくりなどの分野において、地域で支え合う様々な取組が進められている。

また、令和6年の中山間地域における人口は、約20年前の平成17年に比べ約24%減少しており、県全体に比べ約6ポイント減少割合が高く、人口減少が進行する中、コミュニティの機能低下などが懸念されている。

■ 岩手県人口の推移



H17年→R6年の人口減少割合

- ・県全体：△17.4%
- ・中山間地域：△23.6%

資料：

・H17～R2年：統計局「国勢調査」

・R6年：岩手県毎月人口推計

(令和6年10月1日現在)

(5) 棚田地域の振興活動の現状・課題

ア 保全活動（多面的機能の維持・発揮、国土保全、自然環境の保全）

① 現状

棚田地域の多い中山間地域では、中山間地域等直接支払交付金などを活用しながら、多面的機能の維持・発揮及び国土保全を目的とした畦畔の草刈りや水路の保全などの共同活動が1,074の集落で行われている。

また、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の設置が進められており、これまでに20市町村で約1,415kmが設置されている。



花巻市矢沢地区
「高松・母衣輪棚田」

② 課題

農業従事者の減少・高齢化の進行が見込まれる中、地域住民等との協働による農地の保全やコミュニティを支える活動の強化が必要である。

また、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた取組の充実・強化が必要である。

イ 農業生産活動、農産物の加工・販売活動（ブランド化・販売促進活動）

① 現状

棚田地域の一部では、生産されたコメ等の農産物や、ブルーベリー、山ぶどう等を使用して開発した特産加工品を、地域の産直施設やインターネットサイトで販売するなどのブランド化の取組が行われている。



遠野市宮守地区
「特産加工品」

② 課題

生産者の所得向上と雇用創出等を通じた地域の活性化に向け、6次産業化など更なる取組拡大が必要である。

併せて、農地を有効活用しながら地域の農業・農村を維持していく取組や、地域の特性に応じた生産基盤の整備の推進が必要である。

ウ 文化的景観・伝統文化など文化資源の保存活動

① 現状

棚田地域が多い中山間地域では、地域に伝わる神楽など、個性豊かな民俗芸能や祭礼行事などの伝承活動が行われている。

また、一部地域では、棚田を含む農村景観が文化庁の重要文化的景観に選定されており、全国文化的景観地区連絡協議会への活動に参加するなどして、文化的景観保存の課題に関する情報交換などの活動を行っている。

② 課題

地域の文化を継承する人材が減少・高齢化しており、伝統文化等を継承していくための担い手の確保・育成の取組が必要である。

エ 観光資源等としての活用（農山漁村体験、農村交流、移住・定住など交流人口拡大の取組）

① 現状

棚田の景観等を生かした交流人口の拡大に向け、棚田を活用したサイクリングやマラソンによる交流イベントなどの取組が行われている。

また、中山間地域では、田植えや稲刈り等の農業体験をメニューに組み入れた体験型教育旅行の受入れなど、グリーン・ツーリズムの取組が行われている。

② 課題

農山漁村地域の交流人口の更なる拡大等に向け、積極的に情報発信を行うとともに、地域住民の生活環境との調和を図りながら、受入環境を充実・強化していくことが必要である。

■ 観光資源としての活用例



紫波町漆原地区
「棚田巡りサイクリングコース」



遠野市宮守地区
「棚田ファンクラブの会員募集」

3 棚田地域振興の目標

地域の自主的な取組の促進による棚田の保全等により、農産物の生産・供給にとどまらず、棚田の保全等を通じた多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口や関係人口の増加など、棚田を核とした地域の振興を図ることを目標とする。

4 施策推進の考え方

- 棚田地域においては、農業従事者の減少や高齢化の進行などにより、耕作放棄される棚田の増加が懸念される一方、一部の棚田地域では、ボランティア等の協力による棚田の保全や景観を観光資源として活用する取組が行われており、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である。
- このため、棚田地域の振興に当たっては、地方創生や農林、観光、文化、教育、環境、国土保全などの各分野における横断的かつ総合的な取組が重要なことから、各種支援施策の効果的な活用を推進する。

また、地域住民をはじめ、都市住民やボランティア、企業、NPOなど、多様な主体の参画・交流・連携による取組の活性化に向け、市町村や棚田地域振興コンシェルジュと連携しながら、指定棚田地域振興協議会の設置や運営を支援するなど、地域におけるネットワークの構築や協働の場づくりなどを推進する。

- 棚田地域振興に係る施策推進に当たっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域持続的発展計画や農業振興地域整備計画、地域再生計画、特定居住促進計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

5 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずる施策

棚田地域の振興に資する様々な分野の施策を効果的に活用していくため、棚田地域の振興に当たっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図る。

(1) 棚田地域を支える人材の育成と地域活動等の支援に資する施策

棚田地域の多い中山間地域においては、人口の減少や高齢化の進行により地域活力の低下が懸念されることから、地域の活性化に向け、住民が主体となり地域の将来を描く地域ビジョンの策定や地域の魅力を生かした取組の実践を促進するとともに、地域活動を支える人材の育成を支援する。

また、岩手大学等と連携した「いわてアグリフロンティアスクール」に農村地域活動に係る講座を開設するなど、地域活動をリードする人材の育成を進める。

さらに、生産者をはじめ、地域内外からの若者や女性など、多様な主体の参画・連携による農産物の生産活動や棚田等の保全活動、地域づくり活動を促進し、地域を支える新たな担い手の確保・育成を推進する。

(2) 移住、定住及び二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域における保全活動や地域活動に携わる担い手の確保に向け、都市住民や若者などの移住、定住及び二地域居住[※]を促進するとともに、「地域おこし協力隊」等の制度の一層の活用や地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組む。

また、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、移住者、定住者及び二地域居住者の住居や働き口を確保し、安心して生活できる環境の整備を推進する。

さらに、農業者や地域住民はもとより、農業者の組織する団体、NPO、学校、民間事業者など、棚田地域との関わりを持つ者との間の連携・協力の確保を図る。

※ 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方

(3) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等が実施されているものの、その事務作業のほか、イベント開催経費や参加者の交通費などが負担となっていることから、負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

(4) 文化的景観、伝統文化等、文化財の保護・活用に資する施策

県南地域の棚田が、「日本の棚田百選[※]」に認定されるなど、県内の多くの棚田は美しい景観を誇り、文化的景観として貴重な価値を有している。

一方、電柱や屋外広告物、太陽光発電設備などが棚田の景観を阻害する場合もあり、棚田の美しい景観を維持するため、文化的景観等を保護・活用するための施策の活用を図る。

また、棚田地域にある有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承に配慮しつつ、地域活性化、地域振興への活用を促す。

※ 農林水産省において、棚田の持つ環境保全の効果や農村文化の継承などを評価し、全国の代表的な棚田を「日本の棚田百選」として認定したもの。

(5) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等農業の振興に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田が増えることが懸念されることから、棚田の保全に向け、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度の活用を推進する。また、ドローンや遠隔操作草刈り機等のスマート農業技術の導入及び農業

生産活動を支える生産基盤の整備などに資する施策の活用を図る。

また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、農地集積に資する施策を通じて、高齢化が進行する棚田地域での農作業の効率化を図っていく。

さらに、棚田地域で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

(6) 国土保全や地域社会の維持・形成及び活性化の促進に資する施策

棚田地域が多い中山間地域は地すべりがおこりやすい地形が多いことが想定され、山腹に形成される棚田の保全に向けて、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域運営組織（RMO）の形成推進等の棚田地域の集落の維持、形成及び活性化に資する施策の活用を図る。

(7) 観光資源の魅力向上等、観光の振興に資する施策

棚田は、観光資源としても、大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手作りに資する施策の活用を図る。

また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる態勢を整備する。

(8) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものであるとともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツアーの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域は野生鳥獣による被害防止が大きな課題となっていることから、侵入防止柵の設置など、鳥獣被害防止に係る施策の活用を図る。

県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集し、積極的に活用するとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携しながら、市町村や協議会等に対する情報提供を行う。

6 棚田地域に関する情報の発信

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、県内の棚田地域において横展開を図る。

また、棚田地域に関する情報について、県政テレビ番組やSNS等を活用して広く発信することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

岩手県土地改良事業団体連合会が主催する、小中学生による「美しく豊かな村づくり」絵画コンクールや「農村景観」写真コンクールと連携した情報発信のほか、県ホームページにおける棚田に関する情報の掲載や棚田地域の活動事例の掲載など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に取り組む。

7 県が実施する関連施策

「5 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずる施策」に加え、県では、棚田地域の振興に向けて、これまで実施してきた中山間地域の活性化等に関連する以下の施策を実施していく。

(1) いわて農村活性化推進方針の推進

県では、農村地域の活性化に向け、「いわて農村活性化推進方針」（令和8年3月策定）に基づき、農村を支える人材の確保・育成、農村環境の維持・保全、農村の魅力向上と交流・関係人口の拡大を図る取組を推進している。

取組に当たっては、本庁及び現地機関で設置した支援チームが、地域の取組を支援しており、棚田地域においても、より効果的な取組となるよう、指定棚田地域振興協議会の活動との連携を図りながら、支援していく。

(2) 広報誌「中山間だより」の発行

中山間地域等直接支払交付金を有効活用している集落の優良事例等について周知普及するため、広報誌「中山間だより」を発行しており、棚田地域の保全や振興活動に係る情報も掲載し、協定締結集落や関係機関等に広く配布する。

(3) 「いわて中山間賞」の授与

県内の中山間地域において、棚田地域を含めた地域の個性を生かした活性化の取組を行い、成果をあげている集落等に対し「いわて中山間賞」を授与するとともに、その取組を広く県民に紹介し、他地域への取組の普及を図る。

8 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請に当たっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等と緊密に連携しながら選定する。

また、棚田地域の振興に当たっては、地域住民等の主体的な活動が極めて重要であることから、市町村と協力し、棚田地域の振興施策に係る地域住民の理解や協力、取組の促進を図る。

(国基本方針による指定棚田地域の指定基準)

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること

① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

(2) 指定申請を行わなかった棚田地域への対応

指定申請を行わなかった地域についても、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全活動を支援するとともに、指定棚田地域での取組など、先進的・モデル的な事例の普及を図り、棚田地域全体の活性化につなげていく。